

# 国立大学法人電気通信大学学則

平成16年 4月 9日

改正

平成17年 1月11日 平成22年 3月19日

平成17年 4月 1日 平成24年 3月27日

平成17年 6月15日 平成24年 9月26日

平成17年12月 7日 平成27年 3月26日

平成18年 4月 1日 平成27年10月28日

平成18年 4月19日 平成28年 2月24日

平成19年 4月 1日 平成28年 5月25日

平成20年 4月 1日 平成29年 3月22日

平成21年 4月 1日 平成30年 9月12日

## 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 教育研究組織（第4条－第7条）

第3章 通則

第1節 学年、学期及び休業日（第8条－第10条）

第2節 入学、再入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍（第11条－第24条）

第3節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第25条－第26条）

第4節 学生指導、学生寮等及び保健（第27条－第29条）

第5節 賞罰（第30条－第31条）

第4章 学域

第1節 修業年限、在学期間及び入学資格等（第32条－第37条）

第2節 教育課程及び履修方法等（第38条－第51条）

第3節 卒業（第52条－第53条）

第5章 大学院

第1節 修業年限、在学期間及び入学資格等（第54条－第56条）

第2節 教育方法及び授業方法等（第57条－第67条）

第3節 修了（第68条－第70条）

第6章 外国人留学生（第71条）

第7章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、短期海外交流学生及び委託生（第72条－第75条）

第8章 公開講座（第76条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき、国立大学法人電気通信大学が設置する電気通信大学（以下「本学」という。）の目的及び学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（本学の目的）

第2条 本学は、総合コミュニケーション科学に関連する諸領域の科学技術に関する教育研究を行い、人類の未来を担う人材の育成と学術の研究を通じて文化の発展に貢献することを目的とする。

（点検及び評価）

第3条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価に関し必要な事項は別に定める。

## 第2章 教育研究組織

（学域）

第4条 本学に、情報理工学域を置く。

2 情報理工学域に次の類及び課程を置く。

I類（情報系）

II類（融合系）

III類（理工系）

先端工学基礎課程

3 前項の各類は昼間に授業を行う課程（以下「昼間コース」という。）とし、先端工学基礎課程は主として夜間に授業を行う課程（以下「夜間主コース」という。）とする。

4 第2項の各類に、別表第1のとおり専門教育プログラムを置く。

（大学院）

第5条 本学に、大学院情報理工学研究科を置く。

2 大学院情報理工学研究科に次の専攻を置く。

情報学専攻

情報・ネットワーク工学専攻

機械知能システム学専攻

基盤理工学専攻

3 大学院情報理工学研究科の課程は、博士課程とする。

4 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

5 修士課程の各専攻に別表第2のとおり専門教育プログラムを置く。

（目的）

第6条 学域及び研究科の目的は、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。

（収容定員）

第7条 学域及び研究科の収容定員は、別表第5及び別表第6に掲げるとおりとする。

### 第3章 通則

#### 第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第10条 定期休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日は、変更することがある。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 12月8日

春季、夏季、冬季及び臨時の休業日は、その都度学長が定める。

#### 第2節 入学、再入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍

(入学等の決定)

第11条 入学、再入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍は、学長が決定する。

2 学長が、入学、再入学、転学及び留学について決定するときは、教授会の意見を聴くものとする。

3 この学則に定めるもののほか、第1項の決定にあたり必要な事項は、別に定める。

(入学の出願)

第12条 入学志願者は、別に定めるところにより、入学願書に検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学志願者については、学力検査等を行う。

(入学の許可)

第14条 入学者（第16条第1項及び第2項並びに第17条第1項の規定により入学を許可された者を含む。）の選考に合格した者で、所定の期日までに、指定した書類を提出し、かつ入学料を納付した者（第26条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者を含む。）について、入学を許可することができる。

2 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、博士課程にあつては、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(再入学)

第16条 本学の学域を退学した者で、再入学を志望する者があるときは、収容力がある場

合に限り、選考の上、2年次以上の相当年次に入学を許可することがある。

2 本学の大学院を退学した者で、再入学を希望する者があるときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することがある。

3 前2項により入学を許可された者の既修得単位及び在学期間の取扱いについては、別に定める。

(転学)

第17条 他の大学の学生で、本学の学域に転入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、2年次以上の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志望する者は、現に在学する大学の学長又は学部長の転学承認書に検定料等を添えて願出しなければならない。

3 本学の学域学生で、他の大学に転学しようとする者は、願出で許可を受けなければならない。

第18条 他の大学院生で、本学の大学院に転入学を志望する者があるときは、選考の上、学年の始めに入学を許可することがある。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位及び在学期間の取扱いについては、別に定める。

(留学)

第19条 外国の大学、短期大学又は大学院に留学を希望する者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第52条の2第1項、第68条の2及び第69条に定める在学期間に算入することができる。

(休学)

第20条 疾病その他やむを得ない理由により3か月以上修学できない者は、許可を得て休学することができる。

2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第21条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、許可を得て引き続き休学することができる。

2 休学期間は、通算して、学域にあっては2年、博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間の満了した者は、届け出なければならない。

2 休学期間内にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、願出で許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、その学籍を除く。

(1) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 入学料免除が不許可になった者若しくは半額免除を許可された者又は入学料の徴収猶予を申請した者であつて、所定の期日までに納付すべき入学料を支払わない者
- (4) 授業料の支払いを怠り、催告を受けてもなおこれを支払わない者
- (5) 第34条及び第55条に定める在学期間を超える者
- (6) 第21条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

### 第3節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第25条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び徴収方法は、別に定める。

(入学料、授業料、寄宿料の免除及び徴収猶予)

第26条 経済的理由によって支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、入学料、授業料、寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 入学料、授業料、寄宿料の免除及び徴収猶予に関して必要な事項は、別に定める。

### 第4節 学生支援、学生寮等及び保健

(学生支援)

第27条 大学は、学生の諸活動に関して指導助言を行う。

2 学生支援に関して必要な事項は、別に定める。

(学生寮、課外活動施設等)

第28条 本学に学生寮、学生の課外活動及び福利厚生等のための施設を置く。

2 前項の施設の管理、運営に関して必要な事項は、別に定める。

(保健)

第29条 毎学年定期的に、学生の健康診断を行う。

2 学生の保健に関して必要な事項は、別に定める。

### 第5節 賞罰

(表彰)

第30条 学長は、学生の行為について教授会の議を経て表彰することがある。

2 学生の表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第31条 次の各号の一に該当する者については、学長は教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあった者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

## 第4章 学域

## 第1節 修業年限、在学期間及び入学資格等

### (修業年限)

第32条 修業年限は、4年とする。

### (修業年限の通算)

第33条 大学の学生以外の者が、大学入学資格を有した後に、第73条に規定する科目等履修生又は第74条に規定する特別聴講学生として本学において一定の単位を修得し、その後本学に入学する場合において、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、別に定めるところにより、その単位数に応じて、相当期間を教授会の議を経て前条に規定する修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

### (在学期間)

第34条 学生は、8年を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第16条第1項、第17条第1項及び第36条の規定により入学を許可された者は、それぞれの場合の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### (入学の資格)

第35条 学域に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学検定に合格した者を含む。）
- (7) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (8) 個別の入学資格により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で18歳に達したもの

### (編入学)

第36条 編入学は、教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 次の各号の一に該当する者で、本学に特別編入学を志望する者があるときは、選考の上、3年次に入学を許可する。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大

臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(3) 大学を卒業した者

(4) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 大学(前号の教育施設を含む。)に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

3 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、2年次以上の相当年次に入学を許可することができる。

(1) 前項第1号から第5号に該当する者

(2) 他の大学において1年以上修業した者

(3) その他法令で定める者

4 第12条から第15条までの規定は編入学について準用する。

5 第2項及び第3項の規定により、入学を許可された者の入学前の修得単位の計算は、本学の認定による。

6 前項の認定に当たっては、認定試験を行うことがある。

(転類)

第37条 本学の学域学生で、本学の他類に転類を志望する者があるときは、選考の上、転類を許可する。

2 転類に関して必要な事項は、別に定める。

## 第2節 教育課程及び履修方法等

(授業科目の区分)

第38条 授業科目は、総合文化科目、実践教育科目及び専門科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第39条 授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業の方法)

第40条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 前2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

る。

(単位の計算方法及び各授業科目の授業時間)

第41条 授業科目は、1単位について45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

3 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2項に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第42条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に単位を与える。

(成績)

第43条 授業科目の履修成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表わし、可以上を合格とする。ただし、別に定める授業科目の成績は、合格、不合格とする。

(授業期間)

第44条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(夜間主コース学生の履修特例)

第45条 夜間主コースの学生は、30単位を限度として、当該コースに開設されている授業科目のほか、昼間コースに開設されている授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、卒業の要件となる単位として認定する。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第46条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 学生が前項の規定により履修した授業科目の単位は、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第47条 本学において教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位として認めることができる。

2 前項の単位数は、前条第2項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第48条 本学において教育上有益と認めるときは、新たに本学の1年次に入学した学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第73条の規定による科目等履修生及び第74条の規定による特別聴講学生として修得した単位を含む。)を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位(以下「既修得単位」という。)の数は編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第46条第1項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 既修得単位の認定に関する取扱い等については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第49条 学生が、職業を有している等の事情により、第32条に規定する修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者に係る修業年限は、第34条に定める在学期間を超えることができない。

(その他教育課程及び履修方法等)

第50条 この節に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関して必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第51条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 中学校の教諭の普通免許状の資格を取得しようとする者は、前項に定める所要の単位を修得するほか、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成9年文部省令第40号)の定めるところにより、介護等の体験をしなければならない。

3 本学において当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、別表第7第1欄に掲げるとおりとする。

4 本学における教職に関する履修科目については、別に定める。

### 第3節 卒業

(卒業)

第52条 卒業は、教授会の議を経て学長が決定する。

(卒業要件)

第52条の2 学域の卒業要件は、4年（第16条第1項、第17条第1項及び第36条の規定により入学を許可された者は、それぞれの場合の在学すべき年数）以上在学し、別に定める卒業所要単位を修得することとする。

2 卒業を認めた者には、卒業証書を授与する。

（学士の学位の授与）

第53条 学士の学位は、本学学域を卒業した者に対し、教授会の議を経て学長が授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 大学院

### 第1節 修業年限、在学期間及び入学資格等

（標準修業年限）

第54条 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

（在学期間）

第55条 博士前期課程の学生は4年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

（入学資格等）

第56条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 次のいずれかに該当し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学が認めた者

- ア 大学に3年以上在学した者
  - イ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
  - ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (10) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると当該研究科が認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に進学又は入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科が認めた者で、24歳に達したもの

## 第2節 教育方法及び授業方法等

### （教育方法）

第57条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

### （授業方法）

第58条 授業の方法は、第40条第1項から第3項までの学域に関する規定を準用する。

### （授業科目）

第59条 授業科目及び単位数は、別に定める。

- 2 単位数計算の基準は、第41条の学域に関する規定を準用する。

### （履修方法）

第60条 他大学院における授業科目の履修等については、第46条の学域に関する規定を準用する。この場合において、修了要件として認める単位数は別に定める。

- 2 入学前の既修得単位の認定については、第48条第1項、第3項及び第4項の学域に

関する規定を準用する。この場合において、修了要件として認める単位数は別に定める。

### 3 教育課程及び履修方法については、別に定める。

(単位の授与)

第61条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に単位を与える。

(成績)

第62条 授業科目の履修成績は、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

ただし、別に定める授業科目の成績は、合格、不合格とする。

(授業期間)

第63条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第64条 学生が、職業を有している等の事情により、第54条に規定する標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者の修業年限は、第55条に定める在学期間を超えることができない。

(他大学院等における研究指導)

第65条 本学大学院において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(特別研究学生)

第66条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志望する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状の種類)

第67条 本学の研究科の専攻において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第7第2欄に掲げるとおりとする。

## 第3節 修了

(修了)

第68条 課程の修了は、教授会の議を経て学長が決定する。

(博士前期課程の修了要件)

第68条の2 博士前期課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、別に定める修了所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第69条 博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、別に定める修了所要単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項中「1年」とあるのは「修士課程における在学期間を含めて3年」と読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

(修士及び博士の学位の授与)

第70条 修士の学位は、博士前期課程を修了した者に対し、教授会の議を経て学長が授与する。

- 2 博士の学位は、博士課程を修了した者に対し、教授会の議を経て学長が授与する。
- 3 修士及び博士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 外国人留学生

第71条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、第13条の規定にかかわらず、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生のうち学域の学生に対しては、第38条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置く。
- 3 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第7章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、短期海外交流学生及び委託生

(研究生)

第72条 本学において、特定の専門事項について研究することを願い出る者があるときは、学域の当該類、課程又は研究科の当該専攻の教育及び研究に妨げのない限り、当該類等の推薦を受け、教授会の議を経て、学長が、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第73条 本学の学生以外の者で、本学において1科目又は複数の授業科目を履修することを願い出る者があるときは、当該科目の教育に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第74条 他の大学(外国の大学を含む。)、短期大学(外国の短期大学を含む。 )又は大学院(外国の大学院を含む。 )の学生で、本学において授業科目の履修を志望する者があるときは、当該他の大学、短期大学又は大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(短期海外交流学生)

第74条の2 外国の大学、短期大学又は大学院の学生で、本学における短期の教育研究指導を受けることを願ひ出る者があるときは、本学と当該外国の大学又は大学院との協議に基づき、短期海外交流学生として入学を許可することがある。

2 短期海外交流学生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第75条 公の機関又は団体等が、1年以上を在学期間として、その所属職員の教育の委託を願ひ出たときは、学域又は研究科の教育に妨げのない限り、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第8章 公開講座

(公開講座)

第76条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関する事項については、その都度定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(学生の引継ぎ等)

2 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により設置された電気通信大学（以下「旧大学」という。）に平成15年度以前に入学した学生で、国立大学法人成立の日において現に在学する学生は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の定めるところにより設置される電気通信大学の学生となるものとし、当該学生に係る休学期間、授業科目及び単位並びに授業料の額等については、なお従前の例による。

(学科等に関する経過措置)

3 この学則施行の際、旧大学学則の附則により存続するものとされた学科及び専攻等（以下「学科等」という。）については、当該学科等に在学する学生が当該学科等に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

## 附 則

この学則は、平成17年1月11日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 第92条に定める電気通信学研究科博士後期課程学生の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

専攻・課程	年 度	
	平成17年度	平成18年度
情報通信工学専攻	5	10

情報工学専攻	4	8
電子工学専攻	7	14
量子・物質工学専攻	3	6
知能機械工学専攻	6	12
システム工学専攻	2	4
人間コミュニケーション学専攻	2	4
電子工学専攻	16	8
電子情報学専攻	12	6
情報工学専攻	8	4
機械制御工学専攻	12	6
電子物性工学専攻	8	4
合計	85	86

附 則

この学則は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年12月7日から施行し、平成17年9月9日から適用する。ただし、第95条の規程は平成17年12月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- この学則施行前の情報システム設計学専攻、情報ネットワーク学専攻及び情報システム運用学専攻は、この学則による改正後の学則第5条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教育課程及び履修方法は、なお従前の例による。
- 第92条に定める情報システム学研究科の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成20年度までは次のとおりとする。

専攻・課程		年度	
		19	20
情報メディアシステム学専攻	博士前期課程	32	64
	博士後期課程	10	20
	博士前期課程	30	60

社会知能情報学専攻	博士後期課程	10	20
情報ネットワークシステム学専攻	博士前期課程	28	56
	博士後期課程	9	18
情報システム基盤学専攻	博士前期課程	28	56
	博士後期課程	9	18
合 計	博士前期課程	118	236
	博士後期課程	38	76
	計	156	312

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 電気通信学部の情報通信工学科、情報工学科、電子工学科、量子・物質工学科、知能機械工学科、システム工学科及び人間コミュニケーション学科は、平成22年3月31日に同学部在学する者（以下「学部在学者」という。）及び同年4月1日以降に学部在学者の属する年次に入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教育課程及び履修方法は、なお従前の例による。
- 前項の場合において、電気通信学部の平成22年度から平成24年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科・課程	年 度		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
情報通信工学科 昼間コース 夜間主コース	400 100	270 70	135 35
情報工学科 昼間コース 夜間主コース	340 70	230 50	115 25
電子工学科 昼間コース 夜間主コース	430 100	290 70	145 35
量子・物質工学科 昼間コース 夜間主コース	330 60	220 40	110 20
知能機械工学科 昼間コース 夜間主コース	310 100	210 70	105 35

システム工学科 昼間コース 夜間主コース	180 60	120 40	60 20
人間コミュニケーション学科 昼間コース 夜間主コース	120 90	80 60	40 30
合計 昼間コース 夜間主コース	2,690 2,110 580	1,820 1,420 400	910 710 200

- 4 電気通信学研究科の情報通信工学専攻、情報工学専攻、電子工学専攻、量子・物質工学専攻、知能機械工学専攻、システム工学専攻及び人間コミュニケーション学専攻は、平成22年3月31日に同研究科に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教育課程及び履修方法は、なお従前の例による。
- 5 前項の場合において、電気通信学研究科の平成22年度から平成23年度までの収容定員は次のとおりとする。

専攻		年 度	
		平成22年度	平成23年度
情報通信工学専攻	博士前期課程	34	0
	博士後期課程	10	5
情報工学専攻	博士前期課程	27	0
	博士後期課程	8	4
電子工学専攻	博士前期課程	41	0
	博士後期課程	14	7
量子・物質工学専攻	博士前期課程	25	0
	博士後期課程	6	3
知能機械工学専攻	博士前期課程	33	0
	博士後期課程	12	6
システム工学専攻	博士前期課程	15	0
	博士後期課程	4	2
人間コミュニケーション学専攻	博士前期課程	13	0
	博士後期課程	4	2
合 計		246	29

- 6 第7条に規定する情報理工学部の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは次のとおりとする。

学科・課程	年 度		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総合情報学科	150	300	456
情報・通信工学科	210	420	638

知能機械工学科	140	280	426
先進理工学科	190	380	578
先端工学基礎課程	100	200	305
合 計	790	1,580	2,403

7 第7条に規定する情報理工学研究科の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成22年度から平成23年度までは次のとおりとする。

専 攻		年 度	
		平成22年度	平成23年度
総合情報学専攻	博士前期課程	74	148
	博士後期課程	6	12
情報・通信工学専攻	博士前期課程	103	206
	博士後期課程	9	18
知能機械工学専攻	博士前期課程	69	138
	博士後期課程	5	10
先進理工学専攻	博士前期課程	94	188
	博士後期課程	9	18
合 計		369	738

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

- この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 情報理工学部の学科、課程及び大学院情報システム学研究科の専攻は、平成28年3月31日に当該学科、課程又は専攻に在学する者が当該学科、課程又は専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、教育課程、履修方法、卒業、学位の授与等については、なお従前の例による。
- 前項の場合において、情報理工学部の平成28年度から平成30年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 科 ・ 課 程		年 度		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
総合情報学科		450 (12)	300 (12)	150 (6)

情報・通信工学科	630 (16)	420 (16)	210 (8)
知能機械工学科	420 (12)	280 (12)	140 (6)
先進理工学科	570 (16)	380 (16)	190 (8)
先端工学基礎課程	(10)	(10)	(5)
社会人コース	150	100	50
インターンシップコース	150	100	50
合 計			
昼間コース	2,070 (56)	1,380 (56)	690 (28)
夜間主コース	300 (10)	200 (10)	100 (5)
計	2,370 (66)	1,580 (66)	790 (33)

\* 括弧書きは収容定員中3年次編入学定員（外数）を指す。

- 4 第2項の場合において、大学院情報システム学研究科の平成28年度から平成29年度までの収容定員は、次のとおりとする。

		収容定員		
		博士前期課程	博士後期課程	
専攻	課 程	平成28年度	平成28年度	平成29年度
	年 度	平成28年度	平成28年度	平成29年度
	情報メディアシステム学専攻	32	16	8
	社会知能情報学専攻	30	16	8
	情報ネットワークシステム学専攻	28	14	7
	情報システム基盤学専攻	28	14	7
	合 計	118	60	30

- 5 この学則の施行前の大学院情報理工学研究科の専攻は、平成28年3月31日に当該研究科の専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教育課程及び履修方法は、なお従前の例による。

- 6 前項の場合において、大学院情報理工学研究科学生の平成28年度から平成29年度までの収容定員は、次のとおりとする。

		収容定員		
		博士前期課程	博士後期課程	
専攻	課 程	平成28年度	平成28年度	平成29年度
	年 度	平成28年度	平成28年度	平成29年度
	総合情報学専攻	74	12	6

情報・通信工学専攻	103	18	9
知能機械工学専攻	69	10	5
先進理工学専攻	94	18	9
合 計	340	58	29

7 第7条に規定する情報理工学域の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは次のとおりとする。

類又は課程名 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I類（情報系）	210	420	639
II類（融合系）	245	490	745
III類（理工系）	235	470	715
先端工学基礎課程	30	60	93
合 計	720	1,440	2,192

8 第7条に規定する大学院情報理工学研究科の総定員は、同条の規定にかかわらず、平成28年度から平成29年度までは次のとおりとする。

専攻名 \ 課 程	博士前期課程		博士後期課程	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
情報学専攻	110	13	26	
情報・ネットワーク工学専攻	150	18	36	
機械知能システム学専攻	105	12	24	
基盤理工学専攻	135	16	32	
合 計	500	59	118	

附 則

この学則は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

類	専門教育プログラム
I類（情報系）	メディア情報学
	経営・社会情報学
	情報数理工学
	コンピュータサイエンス
II類（融合系）	セキュリティ情報学
	情報通信工学
	電子情報学
	計測・制御システム
	先端ロボティクス
III類（理工系）	機械システム
	電子工学
	光工学
	物理工学
	化学生命工学

別表第2（第5条関係）

専攻	専門教育プログラム
情報学専攻	メディア情報学
	経営・社会情報学
	セキュリティ情報学
情報・ネットワーク工学専攻	情報数理工学
	コンピュータサイエンス
	情報通信工学
	電子情報学
機械知能システム学専攻	計測・制御システム
	先端ロボティクス
	機械システム
基盤理工学専攻	電子工学
	光工学
	物理工学
	化学生命工学

別表第3（第6条関係）

情報理工学域	目 的
	<p>情報・理工学領域において、幅広い教養を授け、グローバルな視野、社会性・国際性ならびに倫理観を涵養し、高度コミュニケーション社会の持続的な発展に貢献する専門技術者を養成する。</p> <p>確かな基礎学力を基盤とし、主体的な学びにより高度な専門知識を修得し、広い視野と知識で能動的に課題を探求し、解決することのできる能力と持続的な学修能力を修得させる。</p>

別表第4（第6条関係）

大学院情報理工学研究科	目 的
	<p>情報・理工学領域において、異分野も含めた幅広い教養を育み、グローバルな視野、社会性・国際性ならびに倫理観を涵養し、論理的コミュニケーション能力を持ち、アカデミア分野およびノンアカデミア分野でリーダーとして産業界の持続的なイノベーションを牽引する高度専門技術者・研究者を養成する。</p> <p>博士前期課程においては、先端的研究に触れ、幅広くかつ高度な専門知識と実践的創造力を修得させる。博士後期課程においては、自らの専門領域に関する真理の探究を通して、幅広くかつ深遠な専門知識の理解と展開を身につけ、先端研究を通して革新的な思考力・応用力を修得させる。</p>

別表第5（第7条関係）

類又は課程名	入学定員	3年次編入定員	総定員
I類（情報系）	210	9	858
II類（融合系）	245	10	1,000
III類（理工系）	235	10	960
先端工学基礎課程	30	3	126
合 計	720	32	2,944

別表第6（第7条関係）

専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
情報学専攻	110	220	13	39
情報・ネットワーク工学専攻	150	300	18	54
機械知能システム学専攻	105	210	12	36
基盤理工学専攻	135	270	16	48
合計	500	1,000	59	177

別表第7（第51条、第67条関係）

第 1 欄	情報理工 学域	類・課程	教員の免許状の種類	免許教科
		Ⅰ類（情報系）	中学校教諭一種免許状	数学
			高等学校教諭一種免許状	数学
			高等学校教諭一種免許状	情報
		Ⅱ類（融合系）	中学校教諭一種免許状	数学
			高等学校教諭一種免許状	数学
			中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	情報
		Ⅲ類（理工系）	中学校教諭一種免許状	理科
			高等学校教諭一種免許状	理科
先端工学基礎課程	中学校教諭一種免許状	数学		
	高等学校教諭一種免許状	数学		
第 2 欄	情報理工 学研究科	専攻	教員の免許状の種類	免許教科
		情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	数学
				情報
		情報・ネットワーク工学専攻	高等学校教諭専修免許状	数学
				情報
機械知能システム学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科		
基盤理工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科		